

領収証（一部負担金明細書）について

柔整の支給申請書に関して、保険者からの返戻対応が問題視されていますが、ここ最近、領収証（一部負担金明細書）に関する問題があるのをご存知でしょうか。

施術を行った患者さんから**一部負担金を受けた際には、正当な理由がない限り、患者さんに領収証を無償で交付すること**となっていますが、この**領収証を発行していないことを不正の根拠としている**保険者が多く見受けられます。柔整の受領委任規程により、領収証の発行が義務付けられているにもかかわらず、領収証の発行を怠っている柔整師が多いことに関し、業界としてもこの問題を重く見えています。

第3章 保険施術の取扱い（領収証の交付）

- 19 施術管理者は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、領収証を無償で交付するとともに、患者から求められたときは、正当な理由がない限り、当該一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を交付すること。

『正当な理由』とは、患者本人から不要の申し出があった場合のことを指します。また、窓口で一部負担金を受け取るごとに領収証を発行するのが原則ですが、患者の求めに応じて1ヶ月単位等で発行することも差し支えないこととされています。**柔整の先生方におかれましては、今一度、領収証の発行についてご確認頂きますようお願い致します。**

また、本紙8月号でも触れましたが、来年1月受領委任制度の開始に伴い、**鍼灸マッサージでも領収証（一部負担金明細書）の交付が求められることとなります。**以下、平成30年6月12日に厚生労働省より通知された受領委任取扱規程より、一部抜粋します。

第3章 保険施術の取扱い（領収証及び明細書の交付）

- 20 施術管理者は、患者から一部負担金の支払を受けるときは、正当な理由がない限り、領収証を無償で交付するとともに、患者から求められたときは、当該一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した様式第5号による一部負担金明細書（1日分）又は様式第5号の2による一部負担金明細書（1月分）を交付すること。

以上に記載されているように、患者さんから**一部負担金の支払いを受けた時には、『正当な理由がない限り、領収証を無償で交付する』ことが基本**となります。柔整と同様、『正当な理由』とは、患者さんから不要の申し出があったことを指します。

※なお、鍼灸マッサージの受領委任規程が適用になるのは来年1月からですが、北海道国保連は来年4月からの適用となっています。

したがって、領収証交付の努力義務についても、協会けんぽ・共済組合・健保組合は1月～、北海道の国保・後期高齢者は4月～となります。

柔整師の生き残り戦術は、 自費メニューの取り組みだ！

私はこれまで療養費をテーマとした著書を5冊書き上げ、療養費に関するプロとしての自任により、柔整師の療養費取り扱いを推進してきた。しかし近年、私の願いと取り組みをあざ笑うかのように、療養費支給申請は厳しくなり、大量の返戻もしくは不支給処分が行われている。また、柔整師数も施術所数も依然増えているにもかかわらず、療養費の取扱高は増加せず、減少し続けている。「療養費を申請すれば何でも通る」などというのは昔の話で、今後そんなことは絶対ないだろう。一部の保険者からは柔整師は「終わった資格」などと揶揄され、療養費に関わってきた者として残念であり遺憾に思うばかりだ。

このような状況にあって今のトレンドとなっているのは、自費メニューの開発・取り扱いを手掛ける施術者が集まり、団体を設立するといった事業展開だ。ここには金も集まり、人も集まるようだ。療養費のみに終始する施術者団体は、その取り扱いに係る手数料が次第に減少していく中で自滅し、淘汰されていく。これからの施術者団体は、患者保護の見地も含めて療養費も当然取り扱うが、それが全てではないという組織が生き残っていくであろう。「療養費＋自費」の収入で活動する柔整師像が成功への第一歩となってきたのは明らかだ。

ただ、一口に自費と言ってもそのメニューは様々で、

- ① 整体・カイロプラクティックなどの法令上では「**指圧に含まれるもの**」
- ② タイ古式マッサージ・ヘッドマッサージなどの「**マッサージもの**」
- ③ 骨盤矯正・小顔矯正・産後骨盤矯正・猫背矯正・全身矯正などの「**矯正もの**」
- ④ 不眠症・自律神経失調症・慢性疲労・冷え性・頭痛などの「**自覚症状の悩み**」
- ⑤ リフレクソロジー・アロマテラピー・まき爪・デトックス・育毛・ダイエットなどの「**外見的及び美容的要素**」…

など、主だったものだけでも20以上はある。これらを用いた自費メニューの取扱いは既に始まっているのだ。

さて、私は本紙で、過去に何度も「療養費には混合診療の禁止は適用されない」と鍼灸療養費を例に挙げて解説してきた。もちろん、柔整療養費でも問題ない。もし、混合診療の禁止の概念により「自費メニューは認められない」と躊躇しているのであれば、それは間違いである。問題は、保険ではなく「医事の問題」だ。広告規制と同様、保健所の管轄である「専用の施術室」が問題で、柔道整復師法施行規則第18条に抵触するか否かだ。すなわち、専用の施術室の構造設備上で柔整施術以外を行うことについての説明ができなければならない。今後、私も積極的に自費メニューの取り扱いについて調査研究して参りたい。

2019 年の北鍼協カレンダー、できました♪

先日、業者さんに注文していた北鍼協の **2019 年カレンダー** が事務所に届きました！例年通り、1 ヶ月毎に切り離して使えるタイプのカレンダーを、後日組合員さんにお送り致します。（※右画像）

また、組合員さんから「一枚タイプの年間カレンダーがいい」とのお声がありましたので、今年は、お花の写真がメインの一枚タイプも用意してみました。（※左画像）

ご希望があればお早めに事務局までご連絡ください。

*「不要です」という方も、ご連絡頂ければ助かります。。。



北海道ヘルスケア産業振興協議会

健康長寿のまちづくり推進セミナー

第九支部支部長 谷口 浩二郎 先生より

11 月 6 日（火）たきかわ文化センターにて、北海道経済産業局、北海道厚生局、滝川市、北海道ヘルスケア産業振興協議会主催の「健康長寿のまちづくり推進セミナー」に参加してきました。経済産業局、厚生局の“地域包括ケアシステムの構築やヘルスケア産業の推進に向けて”の施策のお話しのあと、筑波大学スポーツ医学専攻教授 久野 譜也先生の“健「幸」長寿のまちづくりに向けて”と題した基調講演は、私が日々思っていたことと重なり、大変参考になりました。

人の健康＝町の健康、健康格差＝地域格差、札幌や都市圏では歩行者が多く、地下鉄や電車の乗り換えで必然的に歩かざるを得ないので健康的ですが、滝川は、町の中心部はシャッター街で歩いている人は少なく、車での移動が多いため、健康的とはいえないでしょう。残念ながら、走っている人（ランナー）もあまり見かけません。

先生の研究では歩行と医療費は関係が深いと統計的に立証されていました。

また、私達治療家にとって大切なことを教えて頂きました。

ご自分の健康に関心のある人が全体の 3 割、無関心の人 7 割、この無関心層の 7 割の内、さらに 7 割の人が今後もご自分の健康に関心を示さない。当然ながら健康に無関心な人たちは、健康情報へのアクセスはしないとおっしゃっていました。

大事なことは無関心層の中でも、崩せる無関心層（3 割）をターゲットとし、未病治療や予防医学を啓発・啓蒙すれば、私達にも活路は見えてくるのではないのでしょうか。

今月のお歌

第 13 支部 室蘭市
西江 須美先生より

● 一雫 山から落ちる雨水が 数百年の後 大河の滝に

年に何度か、大滝に出かけていきます。

お天気の良いときには、三階の滝まで行くのですが、滝の前で落ちてくる水の音を聴いていると、いつも自然の雄大さを感じて、力づけられます。

昔より、小規模にはなりましたが、よいものです。

特に、秋はよいですよ。



● ドドドと 岩をも砕く 水の音 良しかな 良しかな 三階の滝



三階滝(さんかいだき)公園

所在地 北海道伊達市大滝区三階滝町

四季それぞれに違った表情を見せる三段の層をなして落ちる滝は、壮観な溪流美を楽しめます。

岩肌に砕ける水しぶきは深緑に映え、特に紅葉期の景観はすばらしい一言です。

バードウォッチングや散策にも最適な三階滝公園は、大滝区の最も人気のスポットとして多くの観光客で賑わいます。

三階滝公園内の小高い丘にある「トーテムポールの丘」は、姉妹提携を結んでいるカナダ BC 州・バンクーバー島のレイクカウチン町との交流を記念して、木彫り彫刻を配置したユニークな丘です。

(引用 伊達観光物産情報サイトより)
<http://www.date-bussan.info/>



発行元 北海道鍼灸マッサージ柔整協同組合 発行責任者 吉田 孝雄
札幌市中央区南 1 条西 13 丁目 317-37 カンパ南 1 条ビル 3F TEL 011-213-1033 FAX 011-213-1034
E-mail hokushinkyo@dolphin.ocn.ne.jp URL <http://www.hokushinkyo.jp/>